

常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 12 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市規則第40号

常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年常滑市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年常滑市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の常滑市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第 1 条第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の

刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。